

1. 議事日程第5号

(平成23年第6回大口町議会定例会)

平成23年9月20日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第43号 大口町税条例等の一部改正についてから議案第51号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号)まで、及び認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について並びに請願第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書まで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第52号 監査委員の選任について及び議案第53号 教育委員会委員の任命について(討論・採決)
- 日程第4 議員提出議案第4号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書提出についてから議員提出議案第7号 浜岡原発の永久停止、老朽化した敦賀原発・美浜原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書提出についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第5 大口町選挙管理委員及び補充員の選挙について

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	江 幡 満世志	2番	吉 田 正
3番	柘 植 満	4番	伊 藤 浩
5番	前 田 新生	6番	大 島 保 憲
7番	丹 羽 孝	8番	岡 孝 夫
9番	土 田 進	10番	齊 木 一 三
11番	宮 田 和 美	12番	酒 井 廣 治
13番	丹 羽 勉	14番	木 野 春 徳
15番	倉 知 敏 美		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4 . 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地 域 協 働 部 長	近 藤 定 昭
健 康 福 祉 部 長	村 田 貞 俊	建 設 部 長	野 田 透
総 務 部 長	小 島 幹 久	生 涯 教 育 部 長	近 藤 孝 文
会 計 管 理 者	吉 田 治 則		

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 長 次	吉 田 雅 仁
-------------	---------	------------------	---------

開議の宣告

議長（倉知敏美君） それでは、皆様、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は15人でありますので、定足数に達しております。よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（倉知敏美君） まず、日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第43号から議案第51号まで及び認定第1号並びに請願第1号について（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（倉知敏美君） 続いて、日程第2、議案第43号 大口町税条例等の一部改正についてから議案第51号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）まで、及び認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、並びに請願第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書を議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務建設常任委員長 柘植満議員。

総務建設常任委員長（柘植 満君） おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る9月6日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました5議案と決算認定第1号（所管分）につきまして、審査の内容と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月9日午前9時30分、役場3階第1委員会室にて、委員全員と森町長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

付託を受けました議案につきましては本会議にて議案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

それでは、付託議案の順に御報告いたします。

初めに、議案第43号 大口町税条例の一部改正について質疑に入りました。

納税義務者数1万1,132人はいつの時点なのか、また何の納税義務者かとの質疑に対し、これは23年度の調査に基づくもので、平成23年3月31日末の全部の納税義務者数と回答がありました。

配当所得、譲渡所得を受けている138人は1.2%で、98%の人は減税の恩恵は受けられない。限られた減税について感想はどうかとの質疑に対しては、特に感想はありませんという回答でした。

採決の結果、賛成多数をもって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 大口町都市計画税条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 平成23年度大口町一般会計補正予算(第3号)の所管分について、委託料で職員研修費100万円減についての内容と、なぜ廃止になったのかについて質疑があり、これについては、当初200万の予算を組み、人事評価制度を昨年度から本格的に実施をしている。面談を行う部分と点数評価をする部分の二つの部分に分け、この点数評価部分について、より正確に、より公平に点数評価をしていく研修を考えていたが、今回見送ることになった。東北の震災の方に職員が出かけてボランティアの受け入れ作業の経験をし、大きな研修になった。専門的な研修に今年度は重きを置いて進めるよう、途中で予定を変更した。研修のやり方、進め方の研修と市町村の課題という二つのテーマ、それぞれ職員1名ずつ、日々組織をどうしていくかということを考える研修と、多文化共生の研修、後期には、少し事務的な研修を計画していると回答がありました。

採決の結果、議案第46号は、原案のとおり全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、消費税及び地方消費税の追加で539万6,000円は、なぜ今ごろ消費税が出てくるのかとの質疑に対し、今回補正したこの消費税については、普通の確定申告とは別に中間申告というのがあり、この内容は、まず22年度の確定分が381万1,000円で、それが今回中間申告で190万5,500円、それと前年度の中間申告の戻し分が31万9,000円、当初予算から差し引くと539万6,700円となっているとの回答でした。

そのほか特に質疑もなく、採決の結果、議案第50号は、原案のとおり全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

議案第51号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号)については質疑もなく、採決の結果、原案のとおり全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について(所

管分)の質疑に入りました。

初めに、一般会計歳入から審査をいたしました。

22年度の決算に係る主要施策の成果報告書の個人町民税の課税状況に誤りがあり、正誤表の差しかえの説明があったことに対し、本会議で、納税義務者が11%も減っているのに国保の加入者がふえていないことに対し、調査するよう指摘をさせていただいた。なぜ指摘されるまでだれも気がつかなかったのか、また行政の体制に問題があるのではないかとの質疑がありました。それに対し、広く全体を見て数値を分析するという観点が欠けていた。今後、これからの行政の考え方、仕事の進め方に生かしていくように努力したいと回答がありました。町長からも、今後このようなことがないように、数字の奥にある背景を共有し、十分に説明ができるよう、また迅速な対応ができるように今後改善していきたいと陳謝がありました。

次に、中型バスの運行状況とバスを利用する公用車管理規程の内容について質疑がありました。21年度運行日数は102日、運行委託料については231万5,054円。公用車管理規程の使用制限には、町の補助団体等で、全体の行事以外は使用できないと明記されている。具体的には、小学校の遠足や社会見学、駅伝大会など部活活動での使用となっていると回答。また、ボランティア団体が研修に出かけたいときに使用できないかとの質疑に対し、すべての登録団体が70団体ぐらいあるため、学校行事と重なりとけないので、慎重に判断したいとの回答でした。あいているときは使用できるよう規制緩和の要望がありました。

次に、地域自治推進事業について、地区懇談会の状況と、その後「まちづくりを考える会」がまとめる提案書について、また区の土木事業の要望に対する実施基準は何かとの質疑がありました。地域自治推進事業については、地区懇談会の質問内容など、10月ごろの広報に載せるように、またホームページにも掲載を考えている。提案書は「まちづくりを考える会」で、項目について検討中、11月ごろ町長、議会に提出していただく予定であると回答がありました。

次に、レアメタルの資源回収ができないかとの質疑に対し、経済産業省がモデル市町村で取り組んでいる。現在は、小さな市町村では取り組みにくい材料なので、時期が来たら進めたいと回答がありました。

次に、剪定枝破碎機の処理について質疑がありました。これについては、火曜、金曜、日曜日に2人ずつ作業している。チップになったものはグラウンドカバーとして希望者に利用していただき、町内でチップ化したことで、雇用の場ができ、雑草の持ち込みがふえ、利用者が昨年度より5割増加している。チップについては、広報に年二、三回お知らせし、利用していただいている。町内で循環できるように進めたいと回答がありました。

そのほか多岐にわたり質疑がありましたが、すべて適切に回答がなされました。

次に、特別会計の審査に入りました。

土地取得特別会計、国際交流特別会計、農業集落家庭排水事業特別会計は、質疑はありませんでした。

財産に関する調書では、土地開発基金運用状況の中の貸付金1,700万余りの土地について、今後どのような形で考えているかとの質疑に対し、これについては、中小口の区画整理が御破算になり、整理がなくなったが、今後、交換分合の手法で区域の整理をしていきたい。動向を見ながら払い下げを行いたい、今は見守っていく状況であると回答がありました。

採決の結果、認定第1号は、原案のとおり賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

以上で、当常任委員会に付託を受けました5議案と1認定の審査内容と結果の報告を終わります。

議長（倉知敏美君） 総務建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、文教福祉常任委員長 岡孝夫議員。

文教福祉常任委員長（岡 孝夫君） 改めまして、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る9月6日の本会議において文教福祉常任委員会が付託を受けました5議案、1認定、1請願について、慎重に審査を行いました。その内容と結果を付託議案の順に御報告申し上げます。

なお、この委員会は、9月12日午前9時30分から役場3階第1委員会室において、委員全員の出席と、森町長以下関係職員の出席を得て開催いたしました。

本会議において付託を受けました議案と認定は、既に説明を受けておりましたので、直ちに審査に入りました。

最初に、議案第45号 大口町立学校施設開放に関する条例の制定について審査に入りました。

使用料の減免の詳細はの問いに、12条で、詳細は教育委員会規則で定めるとし、今まで、現に継続して他の施設で使っている同等の表現方法にしてある。やむを得ない理由のために教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が認めた額を減免するとなっている。NPO団体等への多くの利用の場を与えることも考えているので、減免の方で考えてみる必要性があり、今後団体等の減免のあり方について見直していきたいとの答弁がありました。

学校開放のニーズとかぎのあけ閉めや、利用後の現場の確認等はの問いに、地元住民に広く施設を使ってもらうことが生涯学習のまちづくり実行委員会での主たる目的に含まれており、要望があって開放をするものではない。特別教室の管理や、道具、調理用具などが使われたと

きもその実行委員会の職員2名で行い、月曜日の授業に支障がないよう準備をしているとの答弁がありました。

その他多岐にわたり質疑がありましたが、すべて適切に答弁がなされ、議案第45号 大口町立学校施設開放に関する条例の制定については、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第3号）（所管分）の審査に入りました。

北小・西小・大中の落雷防止工事費で執行残がある。当初予算では3工事とも315万円で計上されているが、どのような形で見積もったかの問いに、昨年落雷があり、緊急対応する中、予算等の提出の期限もあって、北小を中心にして見積もりをとって同等額とした。執行に当たっては、再度詳細設計を組み、多少金額の部分を修正している中で、北小の部分は契約時の契約残とした金額となる。西小は詳細を再度設計し直し、当初の予算より減額でいけたので、入札残と執行残が出たとの答弁がありました。

小中学校の落雷防止工事の内容とはの問いに、すべての学校に避雷針を設置しているが、いずれも雷が地上に落ち、地中を走って事故が起きたので、機械の周りに器具を取りつけ、過電流を遮断するような装置を今回工事するとの答弁がありました。

その他多岐にわたり質疑がありましたが、すべて適切に答弁がなされ、議案第46号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第3号）（所管分）については、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査に入りました。

基金の積立金について、今回は大分資金的に余裕があるようなので、別の使い方はないか、例えば減免、軽減等はどうかの問いに、減免等については、単年度ではなく長期的な考えをしていかなければならないと思っており、今すぐ減免をどうするというこの話はできないが、その時々状況に応じ、減免は検討していかなければと思っている。今回は余剰金を減免に充てるといった考え方はないとの答弁がありました。

その他質疑もなく、議案第47号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって、議案第48号 平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査に入りま

した。

積立金の運用指針や方向性などを12月議会をめどに出せないかとの問いに、介護給付費準備基金積立金は約1億5,000万円を積み立てしているが、本会議でも答えたように、できる限り取り崩しをし、次期介護保険料の上昇を極力抑えていきたい。介護保険の運用方法、介護保険料については、今のところ12月議会というのはちょっと難しい。できるだけ早い時期にこの委員会に示し、協議してもらおう予定との答弁がありました。

その他多岐にわたり質疑がありましたが、適切に答弁がなされ、議案第49号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、当委員会の所管分の審査に入りました。

歳入は一括、歳出は幾つかに分割して審査をいたしました。

成果報告書の高齢者地域見守り推進事業は、今年度に引き継がれているのかの問いに、緊急連絡票の配付を随時、追加分の配付と、高齢者地域見守り推進事業協力協定書の締結ということで、継続となっている。家事援助は、今年度から実費として30分500円がかかってしまうが、コミュニティー・ワークセンターにお願いしてある。新たに地域支え合い事業も、高齢者見守り推進事業の継続の一つとして進めているとの答弁がありました。

野外活動施設管理事業の委託料、交付金について。委託料で、予算書には樹木剪定等委託料25万円があったがの問いに、樹木剪定委託料を組んでいたが、総合グラウンドの草刈り、維持管理に流用した。日常の剪定は、日常管理業務の方で協力等もいただいて行っている。剪定は、従来より、その多くは大木の剪定を都度予定しているもので、23年度は歩道側に木などが大きく出ているので、時期を考えてやっているとの答弁がありました。

平成19年度の予算から、日常管理業務委託料は18年度まで50万円だったものが、75万円に引き上げられている、その理由はの問いに、50万の予算は、以前は嘱託の方の雇用だったが、委託の形に変えるということで18年度からスタート。かぎのあけ締めと昼間の巡回だけを想定して当初予算を組んだが、1年経過する中で、トイレ清掃、樹木の維持管理の費用や管理について地元と協議して、以前は生涯学習課で伐採等も時々行っていたが、もともと森は神社地であり、地元との協議の折、町が植えた木は町が維持管理をしていくが、もともとある神社のものはある程度地元でやっていくとする役割分担の中、トイレ清掃、道路のツツジの消毒や剪定を行うことにより業務量がふえ、その分予算の増額をした経緯がある。よって、樹木の維持管理も毎年枠で予算を組んでおり、地元でとても手がつけられないというものは、町が借りている手前、お助けをする。ただ、基本的には地元の宮総代、区ではなくて白山神社を管理している

ところである程度やっていただくことで、予算執行のない場合もあるとの答弁がありました。

交付金、野外活動施設周辺対策費200万円の内容等に関する問いに、区のふれあい施設を借りていることにより、地元区において、土地地縁団体が所有している土地の維持管理と開放施設、キャンプ場、営火場、ジョギングコース等の清掃と施設によって生ずることが予測されるための日常の安全管理、社会通念上認められる範囲の騒音など、借りている部分の騒音対策費を含め、適正に安全に使えることを覚書の中で契約して、今日まで続けている。

ふれあいの森は、国庫補助をいただいて、白山神社のところにフィールドアスレチック、大口町の野外活動施設として利用したいということで地元の了解を得て借りていた土地。その間には土地代の要素も含まれている。地縁団体さんに、共有地の方ですので、その方にお金を払う授受のことが非常に法的に好ましくないので、交付金を使って区の方に交付しているのが現状。清掃についてこの交付金でお願いしているのは、キャンプ場、営火場、ジョギングコース等、日常管理される場所とは違う場所で、委託料での支払い分とは明確に区分されている。

借りている土地については、この対策費交付金を払うときの町長と下小口の区長との覚書の中で明示してある。土地の無償貸与の覚書は、地縁団体と地元区さんとの覚書の2本立て。土地の使用については無償という契約書がある。平成19年当時、こういった実情から地縁団体が共有者名義で何人かの方が入っているので、法律的にもそれができないということから、地元の事情により、区の方にこれぐらいの協力をしていただきたいということで、周辺対策費を組ませていただいているとの答弁がありました。

その他多岐にわたり質疑がありましたが、適切に答弁がなされ、一般会計の歳入歳出決算認定について、当委員会の所管分の審査を終了しました。

次に、特別会計の決算認定について、歳入歳出一括して審査に入りましたが、平成22年度大口町国民健康保険特別会計決算、同じく大口町老人保健特別会計決算、同じく大口町後期高齢者医療特別会計決算、同じく大口町介護保険特別会計決算については、質疑はございませんでした。

次に、平成22年度大口町社本育英事業特別会計決算について、歳入歳出を一括して審査に入りました。

社本育英事業そのものについての説明を求める問いに、名誉町民の社本悦郎さんの御遺志に基づき、昭和57年に発足した基金。御遺族から4,000万円だったか6,000万円だったかをいただき、その利息をもとに育英資金として支援していたが、利息を生まなくなった。今の福玉精麦の社長から、基金は取り崩さないで、ある程度のお金を渡すので、それをもとに継続して支援をしてほしい旨を受け、いただいたお金がなくなりそうになると都度出向いているとの答弁がありました。

その他質疑もなく、平成22年度大口町社本育英事業特別会計決算の質疑を終了しました。

以上で、認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算（所管分）についてのすべての質疑を終了しましたので、採決を行った結果、賛成多数により、認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算（所管分）は可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書の審査に入りました。

採択との意見の他に意見なく、採択に御異議ないことを確認できましたので、請願第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書は採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました5議案、1認定、1請願の審査内容とその結果の報告を終了いたします。

議長（倉知敏美君） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第43号 大口町税条例等の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田正議員。

2番（吉田 正君） 議案第43号 大口町税条例等の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

上場株式の配当所得、譲渡所得については、税率が20%のところ10%でよいことが平成25年3月31日まで続きます。これをよいことだといって喜ぶ人は、上場株を持っている人に限られます。さらに、所得税が20%以上の人は、税金が安く済むわけですので、こんなよいことはありません。株式投資ができて所得税率が20%以上となると、かなりの高額所得者で貯蓄のある人に限定されてきます。1億円を超える世帯があると本会議場で明らかになりましたが、そうした人はこの減税は大歓迎でしょう。株式などに投資できない人は、この減税に関係ないどころか、復興のための大增税だけが押しつけられる可能性があります。汗水垂らして稼いだお

金に増税をされ、投資で得た利益は減税する、どう考えてもおかしいのではないのでしょうか。一部の金持ち減税は行うべきではない、私はそう思います。むしろ廃止された定率減税を復活させるべきであります。議場におられる議員の皆さん、庶民の味方に立って、この議案に反対されるようお願いをし、討論を終わります。

議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 宮田和美議員。

11番（宮田和美君） 議案第43号 大口町税条例等の一部改正について、私は賛成の立場で討論させていただきます。

この条例につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応し、税制の整備を図るため、地方税法等の一部改正に伴い、租税罰則の見直しによる町民税に関する過料の創設及び見直し、並びに上場株式の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の適用期間の延長など、所要な整備が図られるものであり、適正な条例改正だと思いますので、賛成を討論させていただきます。

議長（倉知敏美君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第43号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（倉知敏美君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続いて、議案第44号 大口町都市計画税条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第44号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第45号 大口町立学校施設開放に関する条例の制定についての討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第45号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号 平成23年度大口町一般会計補正予算(第3号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

議案第46号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 第47号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算に対して、反対の立場で討論をいたします。

現在の調整基金が平成23年5月末時点で6,790万1,076円あり、今回9月補正において、その中の7,648万6,000円を基金積み立てにすることになっています。この件に関して、全く反対の立場で討論いたします。

前年度決算にて、医療給付費全体で13億7,435万6,000円です。その決算内容から考え、23年度給付費を仮に110%と算定すると、15億1,179万1,000円になります。基金を5%設けた場合、7,558万9,000円の金額になります。予備費を3%と想定しても、4,535万3,000円。現実に10%の給付増は極端な例だと言えます。にもかかわらず余剰金が1億3,778万6,000円になったための補正予算案と思われるが、保険基盤安定制度も平成26年度まで延長になったにもかかわらず、なおかつ今年度より保険税の増減の引き上げ、加入者の負担増を行ったわけですから、また今年度においては18歳未満の被保険者に対する資格証明などの廃止も実行されていると思いますが、基金積み立てを余剰金の最大2分の1までに押さえ、6,890万円にしても、差額の758

万6,000円という金額が出るわけです。直ちに国民健康保険事業の特別会計予算の算定などを
見直し要求するとともに、本案に対しては反対をいたします。

議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 13番 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 議案第47号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成の討論をさせていただきます。

国民健康保険特別会計の予算規模は今年度20億円を超え、そのうち保険給付費は約7割の14億円にも達しており、10年前の平成13年度に比べて50%以上の増加となっております。高齢化や医療技術の進展による医療費の増加とともに、近年の景気低迷などから、国民健康保険の財政状況は年々厳しいものとなってきている。このような中で、平成22年度の決算においては、冬季のインフルエンザの大流行もなく、年度末における給付費が抑えられたことなどから、実質収支額で約1億3,800万円黒字を出すことができた。今回の補正予算については、平成23年度会計へのその繰越金の追加、超過交付となった国庫負担金を返納すること及び剰余金を財政調整基金に積み立てる内容となっている。

将来的にも医療費や介護納付金などの支払い額の増加が予測される状況の中で、財政調整基金を活用した予算の安定策は、国民健康保険制度をより健全に維持していくためにも必要なものであると考えられる。

よって、平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては適切なものと判断し、この議案に賛成するものであります。

議長（倉知敏美君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第47号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（倉知敏美君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第48号 平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第48号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第49号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

議案第49号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

議案第50号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

議案第51号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論させていただきます。

大口町は、児童センターを小学校区ごとに建設し、また子供の医療費も中学校卒業まで無料に、また給食費を半額にするなど、子育て支援に力を入れてこられました。また、住民税非課税者に対するひとり暮らしの医療費の助成や在宅介護サービスの給食費の補助など、高齢者の福祉の充実もしてきたところです。私は、そうしたところについては、大変すばらしいものであるというふうに思っております。しかしながら、困っている人に、十分に目が行き届いていないというふうにも思います。

先ほどの委員長報告の中にもありましたけれども、決算に係る主要施策の成果報告書の15ページ目が間違っていました。計数に誤りがあったのであれば、決算が認められないのは当然のことです。私は、間違ったものを正すことは当然の処置として賛成をしましたが、納税義務者が1,238人、11%も減少していることに対して何の対応もとろうとしてこなかったことに対し、非常に憤りを感じました。役場の中だけが心配で住民には全く心配しない、こういう体質があるとすれば、大変問題があるというふうに思います。

財政調整基金が25億円積み上がればよいということばかり考えてはいけません。自立と共助のまちづくりと言いながら、自立ばかり強調するから、今回のことにも気づかなくなってしまったのではないのでしょうか。

営業所得者の2006年度は、453人の納税義務者でありました。これは主な所得として申告している人数であります。これが2010年度は、329人に落ち込んでいます。120人以上も実は減少をしております。しかし、その一方で、1人当たりの税額はふえています。これは、営業所得者の格差の広がりを意味しているのではないのでしょうか。自立ばかりを押しつけるのではなく、営業所得者に対する共助、新たな施策が必要だということは、こうしたことから明らかであります。

日本共産党は、住宅リフォーム助成制度を導入して、小規模事業者などの仕事もふやす提案をしていますが、町長は背を向けておられます。

農業所得者も減少しています。聞くところによれば、560軒もまだ農家があるわけですけれ

ども、こうした農家の方々が発展する方向へ導くことが今求められています。朝市などの発展がますます重要ではないでしょうか。

国保税の収納率は、成果報告書で94.1%になっていますが、私が調べてみますと、調定額に対する収納率は、予算に対する収納率と調定額に対する収納率、私は両方見る必要があると思うんですが、調定額に対する収納率は、私の計算では76.8%に過ぎません。予算に対する収納率を見るのか、実際の調定額に対する収納率を見るのかで、大きく食い違うところがあります。実は2割以上の滞納が発生しているということでもあります。それほど払えない人がたくさんある、そういう理解をまずしていただきたいと思います。1%や2%の人が払えないのなら、例外だからしょうがないということになるかもわかりませんが、2割といたら、もはやこれは例外とは言えません。高過ぎて払えない人がいっぱいいるのだから、引き下げるべきではないでしょうか。一方で、高額所得者に対する負担は非常に軽いものがあります。所得が200万円で家族4人、こういう家族ですと、以前も私一般質問でお尋ねしましたけれども、14%の負担率、これはもう計算上そうなるわけでありまして。ところが、1億円の世帯では最高額は77万円、これは支払っても1%に満たない負担率になるわけでありまして。高額所得者に対する負担をさらに高めることを私は求めたいと思います。

職員の地域手当の廃止が行われました。昨年の4月からであります、8%も賃下げされてしまいました。平均で46万円ぐらいだったですかね。高い人ですと70万とか80万とか、年収が一遍に吹っ飛んでしまいます。ただでさえ近隣と比べ安い給料がさらに安くなってしまいました。また、管理職のポストも減少し、これでは士気が上がらない、私はそう思います。40歳代で部長さんという時代は、今や夢のようです。下がった給料を復元していくべきではないでしょうか。公務員の給料を減らせの大合唱は、実は民間企業の賃金を減らし、現役世代の賃金の減少は年金を減らします。まさに悪循環に陥るわけでありまして。

新保育システムへの移行についても反対すべきであります。保育の民営化については、行うべきではありません。保育は金がかかり過ぎる、もっと節約できないか、こういうことを考えるわけでありましてけれども、そのことは子供たちにしわ寄せが行くこととなります。ベテランの保育士さんがいてこそ、保護者にも子育てについて啓蒙することができます。子供たちにたくさんの手をかけられる保育をむしろ目指すべきであります。

また、延長保育料は廃止すべきです。保育料は、所得に対応したものになっていますけれども、延長保育料は所得にかかわらず一律であります。子育てする世帯には、親子のふれあいがさらに深められるように残業などが求められない世の中になっていて、それでも預けるのならいざ知らず、現状の中で延長保育料を徴収することはどう考えてもおかしいと私は思います。

放射能汚染に対する備えも、もっと敏感になるべきであります。岩倉市では、9月の補正予

算で放射能測定器の予算が組まれているそうであります。大口町には備えがあるのでしょうか。例えば、沃素剤を備えておくといふことが言われます。しかしこれは、放射能を浴びてから飲んでいては遅いんであって、実は浴びる前に飲まないといふ効果はありません。こうしたものは、あらかじめ備えておかないといふ何ともならないものであります。

耐震補強の必要な住宅は、1,760軒もあるといふことが一般質問中でわかりました。耐震補強に対する補助だけでは進まないことは明らかです。こうしたことから、住宅リフォーム助成制度が必要ではないでしょうか。

道路がでこぼこでは、災害の際、逃げるお年寄りにはさらに困難を強いることとなります。思い切って道路の舗装工事の予算をふやして、でこぼこを直そうではありませんか。

また、防犯灯は夜間暗い夜道を照らす安心につながります。電柱があるところには、すべて設置するといふような基準を設けて、もっと思い切ってふやすべきではないでしょうか。区に対する2分の1設置補助基準では、おいそれとふえていきません。維持費も含めて100%補助をすべきです。まちが暗いと泥棒も寄ってきますよ。

2市2町のごみ処理場建設は、森町長の重要な公約の一つであります。私は住民と行政の協力、また協働、こういう視点が大切だと思います。ごみ問題の原点に立ち返って、処理場候補地の皆さん方だけでなく、2市2町の皆さんも焼却ごみの減量にどう取り組むのか、そのために行政と住民との協力、協働が大切であります。一層そうした立場で臨んでいただきたいと思っております。

巡回バスの問題です。徐々に定着をしてきましたけれども、町外の病院への延伸も強く求めるものであります。

T P P協定の問題についても、触れておきたいと思っております。ぜひT P P協定には反対する立場で、行政を進めていただきたいと思っております。農業、つまり食料自給率の低下のみならず、福祉サービスや建設、土木にも外国産業が参入されてきます。中小業者の営業も守れなくなります。T P P協定には、反対の立場をぜひとっていただきたいといふふうに思っております。

さらに、障害者雇用も、町として積極的に行うべきであります。殊に犬山公共職業安定所管内の有効求人倍率は、愛知県の平均よりも低い状況にあります。その中で、障害者はさらに厳しい。町としても積極的に障害者雇用を進めていただく、当然のことですけれども、町内企業にも障害者雇用を積極的に行うように、ぜひ申し入れをしていただきたいと思っております。

さらに、介護保険については、保険料区分を9段階からさらに拡大をさせる。先ほども申し上げましたが、年収1億円という世帯もあるわけですので、そうした高額所得の方については、それなりの負担をしていただく、私はこれは当然のことだといふふうに思っております。ぜひ御検討いただきたいといふふうに思っております。

義務教育の問題であります。義務教育は、無償の原則であります。お金がない人も平等に教育が受けられることは、今では当たり前のことになっています。しかし、その当たり前のことが実現されていないことは、大変嘆かわしいことではないでしょうか。ヨーロッパなどでは、義務教育だけでなく、高等教育が無償というのも当たり前になっています。行ける人だけ行けばよいというのでは、教育の底上げにはつながりません。その入り口である義務教育は、大切なことでもあります。あまり表ざたになっていませんが、部活を選ぶのに道具がいっぱいかかる部活はやめてほしい、そういうことを言われている子供さんもいるやに聞きます。お金があるかないかで、子供の教育が決められていってよいのでありましょうか。給食費を無償にすることは、食材をつくっている人に対してありがたみがわかなくなるどころか、ありがたみが倍増するのではないのでしょうか。ぜひとも公約どおり実現していただきたいと思ひます。

以上の問題点を指摘し、反対の討論を終わらせていただきます。

議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 12番 酒井廣治議員。

12番（酒井廣治君） 認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成22年度一般会計決算額は、前年度に比べ歳入総額で20億2,400万円、歳出総額で18億1,600万円の減額になっております。この減額は、前年度に北小学校の移転改築工事事業が行われたことが主な要因であります。厳しい財政運営を強いられた中、庁舎の耐震補強工事など平成22年度事業が順調に施行され、南小学校新築工事にも着手することができました。

また、財政力指数等の低下は見られますが、いずれの財政力分析指標においても、本町は引き続き健全な状態が保たれており、町執行部の努力を評価するものであります。

以上のように、一般会計及び特別会計ともに、それぞれの分野において適正かつ効率的に予算の執行がなされ、適切に処理されております。この決算認定に賛成するものであります。

議長（倉知敏美君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、認定第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（倉知敏美君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで、会議の途中ですが、10時35分まで休憩といたします。

（午前10時25分）

議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時35分）

議長（倉知敏美君） 続きまして、請願第1号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続きまして、請願第1号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本請願は採択することに決定をいたしました。

議案第52号及び議案第53号について（討論・採決）

議長（倉知敏美君） 引き続き、日程第3、議案第52号 監査委員の選任について及び議案第53号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

討論・採決に入ります。

議案第52号 監査委員の選任について討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

議案第52号の採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第53号 教育委員会委員の任命について討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

議案第53号の採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議員提出議案第4号から議員提出議案第7号までについて(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(倉知敏美君) 続いて、日程第4、議員提出議案第4号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書提出についてから議員提出議案第7号 浜岡原発の永久停止、老朽化した敦賀原発・美浜原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書提出についてまでを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

木野春徳議員。

14番(木野春徳君) それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、議員提出議案第4号から第6号までを、議案の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

議員提出議案第4号

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書提出について
地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年9月20日提出

提出者	大口町議会議員	木野春徳
賛成者	大口町議会議員	江幡満世志
賛成者	大口町議会議員	伊藤浩
賛成者	大口町議会議員	大島保憲
賛成者	大口町議会議員	岡孝夫
賛成者	大口町議会議員	土田進
賛成者	大口町議会議員	丹羽勉

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちを取り巻く教育課題は依然とし

て克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもも多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。これらの解決に向け、子どもたちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、学級規模の縮小は不可欠であり、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきである。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、また、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成24年度の政府予算編成にあたり、国段階における30人以下学級の実現と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣	野田佳彦
内閣官房長官	藤村修
文部科学大臣	中川正春
財務大臣	安住淳
総務大臣	川端達夫

議員提出議案第5号

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年9月20日提出

提出者	大口町議会議員	木野春徳
賛成者	大口町議会議員	江幡満世志
賛成者	大口町議会議員	伊藤浩
賛成者	大口町議会議員	大島保憲

賛成者 大口町議会議員 岡 孝 夫

賛成者 大口町議会議員 土 田 進

賛成者 大口町議会議員 丹 羽 勉

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、財政危機を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人当たり約5万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされた。

その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この3年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円を超え、授業料助成と入学金補助を差し引いても、学納金は平均で約40万円にも上っている。そのために、昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。

このような状況下で、昨年度から高校無償化の方針の下、国公立高校のみが無償化されている。私学へも一定の就学支援金が支給されたものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれ、このままでは、公立とともに、公教育の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなる恐れもある。

愛知県下の高校生3人に1人は私学で学んでおり、私学も公立と同様に、公教育を担う教育機関である。そして、私学は独自の伝統、教育システムに基づく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国

庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成23年 9月20日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

財 務 大 臣 安 住 淳

文部科学大臣 中 川 正 春

総 務 大 臣 川 端 達 夫

議員提出議案第 6 号

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年 9月20日提出

提出者	大口町議会議員	木 野 春 徳
賛成者	大口町議会議員	江 幡 満世志
賛成者	大口町議会議員	伊 藤 浩
賛成者	大口町議会議員	大 島 保 憲
賛成者	大口町議会議員	岡 孝 夫
賛成者	大口町議会議員	土 田 進
賛成者	大口町議会議員	丹 羽 勉

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費 1 / 2 助成（愛知方式）」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この3年間は国からの財政措置（国基準単価）を下

回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円を超え、授業料助成と入学金補助を差し引いても、納付金は平均で約40万円にも上っている。そのために、昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。

このような状況下で、昨年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金を実施された。もしこの支援金が、日本一と言われた愛知県の授業料助成制度に加算されれば、私学の父母負担はかなり軽減される。しかし、県は深刻な財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、無償化対象は年収約350万円未満の家庭にとどまっている。とりわけ、乙（年収約610万円未満）・乙（年収約840万円未満）では、公立が11万8,800円軽減された一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大幅に広がっている。また、公立高校が無償化された関係で、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれている。

私学も公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生3人に1人は私学で学んでいる。私学は独自の伝統、教育システムに基づく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、公私両輪体制で県下の公教育を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重要施策でもあった。確かに、県の税込減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

責職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。したがって、当議会は、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国から財源措置のある国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成23年9月20日

愛知県丹羽郡大口町議会

（提出先）

愛知県知事 大村秀章 殿

以上で、提案説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） 続いて、吉田正議員。

2番（吉田 正君） 議長の御指名がございましたので、議員提出議案第7号 浜岡原発の永久停止、老朽化した敦賀原発・美浜原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書提出について御説明を申し上げます。

この議案を提出するのは、住民の命と財産を守るため国へ意見する必要があるもので、提出いたします。

議員提出議案第7号

浜岡原発の永久停止、老朽化した敦賀原発・美浜原発の延命中止と
再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年9月20日提出

提出者 大口町議会議員 吉田 正
賛成者 大口町議会議員 江幡 満世志

はねていただきます。朗読をもって説明をさせていただきますが、私ども日本共産党は、原子力発電について、1961年、原子力発電が当時まだ始まるか始まらないか、そういう時代でありましたけれども、その時代から、核についての処理はできないからということで、反対の立場を一環してきたところであります。ちょうど50年、それからたつわけでございます。

私は1961年生まれですから、ちょうどそんなころに私は生まれたわけなんですけれども、そんなことも御紹介させていただきます。

また、私ども今日本共産党は、原子力発電そのものが既に実際に始まっておりますので、直ちにこれをすべて取りやめるということはできない。現実的ではない。しかし、直ちにやめていく方向にかじ取りをしなければならない。そのための準備の期間として5年から10年ぐらいかかるであろうというふうに、私ども日本共産党は考えているところであります。

ですので、ぜひ国におかれても、そうした期限を区切って原発から撤退をしていただく、それが私ども日本共産党の考えであります。

それでは、文章を読んで説明にかえさせていただきたいと思います。

浜岡原発の永久停止、老朽化した敦賀原発・美浜原発の延命中止と
再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書

政府は、近い将来発生が予想される東海地震の震源域のほぼ真ん中にある、中部電力浜岡原子力発電所の運転停止を中部電力株式会社に要請し、中部電力は臨時取締役会で、浜岡原発のすべての原子炉の運転停止を受け入れました。

しかし中部電力が受け入れたのは、中長期的な地震・津波対策補強工事が終わるまでの2～3年の間の一時停止に過ぎません。たとえ現在中部電力が計画している防波壁などができても、予想される地震や津波の被害を完全に防げる保証はありません。運転を停止しても完全に危険がなくなることも、停止中だった福島原発4号機などの例で明らかです。

浜岡原発は、東海道新幹線や東名高速道路など、日本列島の東西を結ぶ大動脈が近くを通り、いったん事故を起こせば広範囲に大きな被害を及ぼすことは明らかです。浜岡原発は一時停止にとどまらず、永久停止すべきです。また中京圏、関西圏から100キロメートル圏内にある老朽化した敦賀原発・美浜原発の延命も中止し、廃炉すべきです。

また原発は、多重防護の対策がとられているから安全だという、つくられた「安全神話」は完全に崩壊しました。新たな原発震災を繰り返さないためにも、再生可能エネルギーへの転換を進めるべきです。

ドイツではすでに、発電量の16%（福島原発1号機の25基分）を再生エネルギーでまかない、さらに2030年に30%以上、2050年には80%をめざし、長期的な戦略として再生可能エネルギー計画を立てています。

日本は、原発依存のエネルギー政策から脱却し、太陽光・熱、風力、水力、地熱、波力、潮力、バイオマスなど再生可能エネルギーへの転換を決断し、大胆な目標とそれを実行するプランを策定すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月20日

愛知県丹羽郡大口町議会

（提出先）

内閣総理大臣 野田 佳彦

経済産業大臣 枝野 幸男

以上です。

議長（倉知敏美君） これより質疑に入ります。

議員提出議案第4号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見

書提出について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

議員提出議案第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

続きまして、議員提出議案第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

続きまして、議員提出議案第7号 浜岡原発の永久停止、老朽化した敦賀原発・美浜原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書提出について、質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第4号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書提出についての討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

それでは、議員提出議案第4号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議員提出議案第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出についての討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第5号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議員提出議案第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出についての討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

議員提出議案第6号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議員提出議案第7号 浜岡原発の永久停止、老朽化した敦賀原発・美浜原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書提出についての討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 12番 酒井廣治議員。

12番(酒井廣治君) 浜岡原発の永久停止、老朽化した敦賀原発・美浜原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書の提出に対して、反対の立場で討論させていただきます。

福島原子力発電所の事故を受け、原子力発電に依存するエネルギー政策からの脱却へのかじ取りは必要かと思えます。しかしながら、多くの電力を原子力に頼ってきた我が国で、直ちに原子炉の永久停止や廃炉を実施すれば、この夏に経験したような電力供給の不安を常に抱えることとなります。今後の再生可能エネルギーの研究開発を進め、原子力に頼らないエネルギーへの転換を行いながら、段階的に原子炉の廃炉を進めるべきだと考えます。

したがって、再生可能エネルギーへの転換・促進を進めていくべきとの意見には賛同できますが、現段階での浜岡原発の永久停止や敦賀原発・美浜原発の延命中止は、慎重に判断すべきものと思えますので、意見書提出には反対いたします。

議長(倉知敏美君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田正議員。

2番(吉田 正君) 先ほども提案理由で説明させていただいたとおりで、私ども日本共産党は、今酒井廣治さんが言われたように、原発依存から脱却する必要があるというふうに思っ

いるんです。ですから一緒なんですよ。それで、原発から直ちに脱却することはできないという御意見だったんですが、私どもも、さっき申し上げたとおり、5年から10年の期間をもって原発からは脱却していくという方向なんです。

ですから、そういう意味では、どうして私反対されるのかちょっとわからないのでありますけれども、もう一つ、また討論に参加させていただきたいんですが、浜岡原発というのは、まず東海地震の震源域、震源域というのは揺るであろうと思われているところの、ちょうど中心に実はあるところなんです。ですから、今後東海地震が来る確率は87%ということは、必ず来るであろうというふうに思うんです。1,000年前に東日本地方を襲った貞観地震という地震があるんですけれども、その18年後に、やっぱりこの東海地震も含めて、東南海・南海地震の3連動の地震があったという記録も実はあるんです。ですから、もしそういう3連動の地震が起きた場合いかなることになるのかという点でいきますと、浜岡原発については直ちに廃炉する必要があるというのが、私どもの見解なんです。

現に2009年、今から2年前ですけれども、敦賀沖地震という震度6ぐらいの地震が起きたことが実はあるんですけれども、2009年6月に起きた地震ですけれども、6月に起きて、浜岡原発は6月から9月まで停止したんです。それでも輪番操業だとかそういうことも行わず、また電力の供給不足にもならなかった。これがこれまでの浜岡原発をとめても大丈夫だという、実態としてそういう実態が実はあるんです。そのこともぜひお考えをいただきたいなというふうに思うんです。

ぜひこの議員提出議案第7号については、議員各位の皆さん方におかれましては賛成していただきますように最後に申し上げて、私の賛成の討論を終わらせていただきます。

議長（倉知敏美君） それでは、これをもって討論を終了いたします。

議員提出議案第7号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（倉知敏美君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

大口町選挙管理委員及び補充員の選挙について

議長（倉知敏美君） 続きまして、日程第5、大口町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙すべき定数は、委員4名、補充員4名であります。

お諮りをいたします。選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、指名をいたします。

選挙管理委員には、服部光延君、安達國廣君、安藤長延君、酒井保孝君、以上4名であります。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり当選をされました。

続いて、補充員を指名いたします。

井上正晴君、三輪初昇君、近藤富士男君、耳塚昇三郎君、以上4名であります。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり当選をされました。

当選をされました方に、本席から大口町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

閉会の宣告

議長(倉知敏美君) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして平成23年第6回大口町議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午前11時10分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 倉 知 敏 美

大口町議会議員 土 田 進

大口町議会議員 齊 木 一 三

写

平成23年9月9日

大口町議会議長 倉 知 敏 美 様

総務建設常任委員会

委員長 柘 植 満

総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
第43号	大口町税条例等の一部改正について	原案可決
第44号	大口町都市計画税条例の一部改正について	原案可決
第46号	平成23年度大口町一般会計補正予算（第3号）（所管分）	原案可決
第50号	平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第51号	平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
認 定 第 1 号	平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について（所管分）	認 定

写

平成23年9月12日

大口町議会議長 倉 知 敏 美 様

文教福祉常任委員会

委員長 岡 孝 夫

文教福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
第45号	大口町立学校施設開放に関する条例の制定について	原案可決
第46号	平成23年度大口町一般会計補正予算（第3号）（所管分）	原案可決
第47号	平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第48号	平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第49号	平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
認 定 第 1 号	平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について（所管分）	認 定
請 願 第 1 号	定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書	採 択